

「社会福祉センター及び精神保健福祉センターの再編に伴う組織体制等について（案）」
 に対する県民意見の募集の結果について

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
(1) 子どもと女性に係る問題に総合的に対応する相談支援機関（大分県こども女性相談支援センター）			
1	2	<p>新センターの名称は若干わかりにくい表現である。</p> <p>また、「こども女性」は、アダルトチルドレンと類似で、未熟な女性のための相談機関と取られないか。</p>	<p>県民にわかりやすい名称であることを基本として、ご意見を参考に再検討したいと考えています。</p>
2	1	<p>正式名称とは別に親しみやすい愛称を付けた方がいいのではないか。</p>	<p>新センターは、「児童相談所」と「婦人相談所・婦人寮」を一元化した組織であり、児童虐待やDV等の相談も受け付ける機関です。</p> <p>電話相談を除いては、不特定多数の県民が利用する機関ではないことから、混乱を招かないよう統一した名称にしたいと考えています。</p>
3	1	<p>原案からは、「こども相談支援課」は児童福祉司配置、「判定指導課」は児童心理司配置と読み取れるが、両職種が同じ命令系統の元で協力して相談に対応できる体制とするべきと考える。</p>	<p>「こども相談支援課」は児童福祉司、「判定指導課」は児童心理司を配置する予定ですが、相談援助業務は、関係者の連携が極めて重要であり、処遇会議等を機動的に開催するなど両課の連携を十分に図っていきたいと考えています。</p>
4	1	<p>一時保護所の機能強化について、緊急対応を民間（乳児院や里親）に頼るのではなく、県の責務として受入可能な体制にすべきではないか。</p> <p>また、現在、夜間は非常勤嘱託職員のみが宿直勤務となっているようだが、児童の安全安心の観点から正規職員の宿直勤務にすべきではないか。</p>	<p>乳児の緊急保護については、現状では、既存の乳児院等を活用し、児童の適切な処遇を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、夜間の宿直体制については、緊急保護の対応等を含め、今後、検討していきたいと考えています。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
(2) 障がい福祉及び精神保健福祉に関する相談支援機関 (大分県こころとからだの相談支援センター)			
5	2	<p>新センターの名称からは、障害は想起され辛く、名称から福祉サービスの提供対象者がどのような人なのか全くわからないので、身体・知的・精神の3障害に対応するセンターであることを明確にすべきである。</p> <p>社会福祉センターあり方検討委員会の報告原案に近い「障害(又は「がい」)者支援センター」(「総合」「相談」は削除)としていただきたい。</p> <p>また、発達障害の「子ども」の保護者は名称的に、最初は、「大分県子ども女性相談支援センター」にアクセスすると思われる。そこから、「また回されて」という思いをさせないでいただきたい。</p>	<p>厳密な意味で「こころ」が精神・知的障がい、また、「からだ」が身体障がいを表現していないことはご指摘のとおりです。</p> <p>しかし、障がい者手帳を所持していない方々や障がい者と呼ばれることを好まない方もおられることから、より親しみのある、柔らかな感じがする名称にしたところではあります。</p> <p>「相談」については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの各機関が共通して行うものとされていることから削除はできないと考えています。</p> <p>18歳未満の児童については、児童福祉法の適用を受けるため、「こども女性相談支援センター」が対応することとなります。</p> <p>なお、それぞれのセンターが行う業務等について、十分な周知を行う必要があると考えており、今後、県民の皆様幅広く広報して参ります。</p>
6	2	<p>「発達支援企画課」は、課の仕事がイメージしにくいので、再考してほしい。</p> <p>「発達支援企画課」の業務例に「発達障がい、高次脳機能障害、ひきこもり等の相談支援・調査研究・・・」とあるが、「調査研究」は本来、本庁の業務であるので、「発達支援課」としていただきたい。</p>	<p>新センター全体の総務事務や研修企画等も所掌するセクションとして、課の名称については、再検討したいと考えています。</p>
7	2	<p>「相談支援課」は、名称だけから見ると何についての「相談支援」かわかりにくいので、再考してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、課の名称については、再検討したいと考えています。</p>
8	2	<p>「こころの健康課」は、デイケア課とかリハビリ課とかの名称の方がわかりやすいので、再考してほしい。</p> <p>また、精神医療審査会に係る事務などを行ってきたはずで、これらがこの課の業務であるというふうには読めないで明確にしてほしい。</p>	<p>「こころの健康」については、「精神保健」「メンタルヘルス」という意味で一般に普及しており、全国でも67か所中16か所の精神保健福祉センターにおいて、「こころ(心)の健康」という名称を使用しています。デイケアやリハビリについては、それだけをする課ではないということでご理解ください。</p> <p>なお、精神医療審査会の業務は、この「こころの健康課」で所掌することとしています。</p>
9	3	<p>「ハートコムおおいた」の愛称がなくなってしまうのはさみしいので、正式名称とは別に親しみやすい愛称を付けてほしい。</p>	<p>「ハートコム」の愛称は、「大分県精神保健センター」を「大分県精神保健福祉センター」に改称した、平成7年9月から使用してきたところです。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されている精神保健福祉センターは、新センターにおいてデイケア等を行う「こころの健康課」として存在するため、この課の愛称として、引き続き「ハートコム」を使用したいと考えています。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
10	1	「精神保健福祉センター」は、組織図上、センターの中にセンターの名称を使っておられるので、やはり「精神保健福祉センター」は独立機関としてほしい。	「精神保健福祉センター」は廃止するのではなく、主に「こころの健康課」がその業務を行います。 今回の再編により、精神保健福祉センターの機能が低下するとか格下げということではなく、精神保健福祉センターの機能はそのままに、これまで以上に精神と他の障がい者が重複する障がい者等に対応するなど、機能の向上を図っていくこととしています。
11	3	精神科医師を確保するとともに、統合により今後、相談業務が増えると思われるので増員してほしい。	精神科医師の確保については、現在、関係機関と調整中です。
12	4	スタッフが少なく思うし、「発達支援企画課」は総務機能と研修企画、調査研究等を行う課であるのなら、専門職の配置が必要である。 また、スタッフの充実とともに、予算の十分な確保も必要である。	スタッフの増員については、行財政改革を進める中、大変厳しい状況ですが、専門職の配置も含め、現在、検討中です。 スタッフは、多ければ多いほどきめ細かな対応ができることはいまでもありませんが、限られたスタッフでよりよい対応ができるよう、創意と工夫で相談支援の充実を図りたいと考えています。 なお、予算についても、その確保に努めて参ります。
13	1	大分県は、医療・リハ関係の連携と一体化は他県と比較しても進んでいることは間違いないので、今回の改編で更に連合して、地域での共生社会実現に向けての取組を示すことで、全国のモデルケースになることを願っている。	3障がい一元化のメリットを活かした運営をすることにより、特に重複障がい者やその家族の方々への支援が向上するよう取り組んで参りたいと考えています。
14	1	「重複障がい者などに対し効果的な質の高いサービスをワンストップで行います。」の「効果的」「質の高い」とは、具体的にはどういうことか。	「身体障害者更生相談所」と「知的障害者更生相談所」が玉沢に移転し、「精神保健福祉センター」と統合されることにより、両更生相談所が障害程度判定等で蓄積した知見と精神保健福祉センターが判定業務やデイケアで蓄積した知見を活かし、重複障がい者などに効果的な質の高いサービスが提供できると考えています。 また、身体障がいを併せ持つ高次脳機能障がい者やコミュニケーションに支障があるためにメンタル的に不安定になる身体障がい者などについては、従来と違いワンストップサービスが提供できると考えています。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
15	1	<p>「相談支援課」は、障害が合併しているケースもあり3障害同じ場所で相談できるのはよいことだと思うが、「相談支援課」には社会福祉センター時代の2障害でなく、3障害の相談支援としてほしい。</p> <p>また、成人の発達障がい、高次脳機能障がい、ひきこもりも「相談支援課」で対応してほしい。</p>	<p>「相談支援課」は、それぞれの法律で規定された身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の業務を行い、「こころの健康課」は精神保健福祉センターの業務を行います。</p> <p>発達障がいや高次脳機能障がい等従来の枠ではとらえにくかった分野や重複障がいの支援については、関係課が緊密に連携し相談支援を行います。</p>
16	1	<p>「発達支援企画課」は、発達障がい・高次脳機能障害・ひきこもり等を扱うとあるが、身体・知的・精神障がいの業務を扱う他の2課についても「企画部門」を入れてほしい。</p> <p>また、関係機関の支援・職員研修等に関する業務を行ってほしい。</p>	<p>「発達支援企画課」が3障がいに関する「企画部門」を受け持ち、他の2課と連携しながら、関係機関への支援・職員の研修等に関する業務を行うこととしています。</p>
17	1	<p>新設される「発達支援企画課」は必要な急務であり、充実した人材の適所による相談者へのアドバイス、方向づけなど本人又は親、身内などに良く相談できる機関であってほしい。</p>	<p>新たな組織が十分に機能するよう創意と工夫により、本人はもちろんのことご家族等の方々にも、気軽に相談できる機関にしたいと考えています。</p>
18	1	<p>大分県には県リハビリセンターがなく、高次脳機能障害等の新たな障害への相談支援がなかったので、今回改編で明確になりすばらしいと思う。</p>	<p>県では、平成18年度から、高次脳機能障がい者支援体制整備事業を社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター及び医療法人光心会諏訪の杜病院に委託して行っています。</p> <p>また、発達障がいについては、平成16年度から、発達障がい者支援センター運営事業を社会福祉法人萌葱の郷に委託して行っています。</p> <p>今回の再編により、新センターが新たに始めるということではなく、専門機関として、機能強化を図り、関係機関とも連携を密にしながら支援を行っていくこととしています。</p>
19	1	<p>対応が遅れていた発達障害、高次脳機能障害等は、行政・医療の側からだけでは十分な相談支援ができない面がある。</p> <p>全国組織と連携している家族会は、様々な情報を共有しているので、委託して利用することも必要と思われる。①センター内に家族会相談日を設けてほしい。②専門常勤職員の配置を2人体制としてほしい。（1人は家族会会員とすれば経費が助かる。）</p>	<p>ご家族の持つ、経験から得られたノウハウは、大変貴重であると考えています。それぞれの家族会等と協議しながら家族会相談会の実施について検討したいと考えています。</p> <p>なお、専門常勤職員の配置については、その相談頻度や業務量等から、現在の職員でも対応が可能であると考えております。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
20	1	<p>「相談支援」という用語が含まれているが、これを字義通りの「相談」にしないで「療育対応」を行ってほしい。</p> <p>「相談」は、①検査を行い、②少し助言を受けて、③後は他機関を紹介（refer）というような程度のものであれば、特別支援教育の体制で十分であり（18歳まで）、他都道府県の児童相談所があたりまえのように有し、地域から高く評価を受け、保護者に安心感を与える「療育機能」こそ必須である。</p> <p>そうでなければ、新センターは最初だけ保護者・関係者の間で評判になり、その後は「あそこに行ってもテストだけ」という評判にさらされることになるであろう。</p>	<p>「療育対応」については、今回の再編による新センターにおいては想定しておりませんが、地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる「障がい児等地域療育等支援事業」を、別府発達医療センターほか6施設に委託して実施しており、連携を図って参りたいと考えています。</p>
21	1	<p>「相談支援課」は、相談（療育）業務を「発達支援課」に任せ、「判定・支援計画策定課」としてほしい。判定は当然、業務として外せないが、発達障害に関しては、発達障害の手帳交付という大きな問題がある。</p> <p>現在、発達障害では手帳が交付されないが、「精神障害」扱いで手帳交付を受ける事例が他都道府県では少なからず見られる。この問題も含め、「こころの健康課」の手帳業務と慎重に協議し、判定業務を実施してほしい。</p> <p>また、「支援計画」は障害全体を対象とした「個別の支援計画」の策定業務を指す。従来の相談・紹介（refer）機能は、この「個別の支援計画」の策定業務の中で実施していくのがよく、「紹介したきり」も防げる。そのためのリソース・データの収集等の業務も含め、「判定・支援計画策定課」としてほしい。</p>	<p>「相談支援課」は、身体・知的障がい者に係る専門的相談指導や判定などを行う「身体障害者更生相談所」及び「知的障害者更生相談所」の業務を担当する課としての体制を考えています。</p>
22	1	<p>どの課についても、対住民の直接サービスを提供するだけでなく、市町村への支援、関係職員の支援など、幅広い業務が期待されるところであり、かつ縦割りの弊害を排した企画運用が期待されるところである。</p>	<p>新センターの大きな役割である市町村、保健所、相談支援事業所等の関係機関に対する専門的支援は、縦割りの弊害を廃するために設置された「発達支援企画課」でコーディネート（調整）を行いながら、機能強化を図っていくこととしています。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
23	1	<p>「精神保健福祉センター」が「こころとからだの相談支援センター」の下部組織となり、中心的な医療の部門がない。</p> <p>精神保健福祉法に基づく精神医療審査会は第三者機関として「精神保健福祉センター」に置かれる独立した機能が必要である。</p>	<p>「精神保健福祉センター」と「こころとからだの相談支援センター」に組織上の上下関係はなく、今回の再編により、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3相談機関を統合し、全体を表すセンター名として「こころとからだの相談支援センター」としたところ。</p> <p>精神保健福祉法により精神保健福祉センターを置くこととされていることから、「こころの健康課」がこの業務を行うため、精神医療審査会は、この課が事務局となり、従来どおり行います。</p>
24	4	<p>精神科デイケアに通い、各専門のスタッフ、精神科医師から助言、アドバイス等をいただき、大変有益でした。</p> <p>デイケアは、今後、週3回のデイケアを3回より少なくならないようにしてほしいし、できれば、週4回に戻したり、週5回に拡大してほしい。</p> <p>また、3年という期限があるので、引き続き通院できるようにしてほしい。</p>	<p>デイケアの実施回数は、現状（週3回）を維持したいと考えています。</p> <p>また、原則3年という期限を設定しているのは、若い方を対象として、このデイケアをステップにして次の段階にステップアップしていただくことに主眼をおいているためです。ご理解ください。</p>
25	1	<p>設立は良いと思うが、診察や精神科リハビリテーション（デイケア）などの診療行為は必要ないと思う。もし、医療行為をするのであれば、日中の精神科救急などの対応をされてはどうか。</p>	<p>現在の精神保健福祉センターで行っているデイケアは、主に若年層を対象に利用期間を原則3年とし、経過型リハビリテーションと位置付けて、生活コース・就労コースのプログラムを提供しています。</p> <p>このデイケアは、①精神科クリニックに通院する精神障がい者のリハビリテーションを担う受け皿、②精神障がい者の就労支援や高機能自閉症・アスペルガー症候群・高次脳機能障がいなど民間の精神科デイケアでは扱いにくい事例を受け入れる役割、③デイケアを通して支援技術を蓄積し、県内に普及を図っていく役割を担っており、今後とも必要と考えています。</p>
26	1	<p>当事者への支援とともに、当事者家族が抱えている問題も多く、解決する手段がない現状がある。家族へは的確な情報を提供することで、重荷が軽減されるケースも多いので、家族会と連携した業務を模索することがポイントになるのではないかと。</p>	<p>ご家族に正しい情報が伝わることで負担が軽くなり、二次障がいの防止等にも効果があると考えられることから、家族会とも連携しながら、研修などに積極的に取り組んで参りたいと考えています。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
27	6	<p>依存症対策については、その受け皿を廃止することなく、今までと同様に、気軽に立ち寄り、理解してもらえる体制をとっていただくとともに、自殺予防などのために、その強化を図ってほしい。</p> <p>また、学習会・就労支援・家族支援（自助グループへの案内）等を是非とも取り入れてほしい。</p> <p>依存症の所管については、「発達支援企画課」ではなく、「こころの健康課」がよいのではないかと。</p>	<p>ご本人・ご家族を対象とした依存症対策については、廃止や縮小をすることなく、これまでの取組以上に新センターにおいて引き続きしっかり行います。</p> <p>また、新センターでは、依存症に係る研修や家族支援の強化を考えています。就労支援については、デイケアの中で就労コースを設け具体的な取組を行っており、来年度以降も継続したいと考えています。</p> <p>なお、依存症の所管については、「発達支援企画課」がコーディネイト（調整）しながら、「こころの健康課」が行うこととしており、今後も、ご本人・ご家族に対ししっかりと支援を行って参ります。</p>
28	1	<p>心の健康や精神保健福祉に関する各種の研修会や講演会等で自助グループを活用し、定期的にモデルミーティングを開催して、意見の交換や分かち合いの場を設けてほしい。</p> <p>また、フリーで使えるミーティングの出来る様なスペースを設置してほしい。</p> <p>また、ぜひとも、医療、行政の関係者の方々にオープンミーティングに参加してほしい。</p>	<p>依存症の回復には、自助グループにおける経験の分かち合いや仲間の体験から得られる知恵が、依存対象を断ち、生き方を変えるうえで重要と考えています。</p> <p>依存症に苦しむ本人や家族に、自助グループ活動を正しく知っていただくとともに、行政や相談支援にあたる関係者にも、依存症からの回復のメッセージを伝えられるよう、機会の提供に努めたいと考えています。</p> <p>また、新センターのホームページなどで、自助グループの協力を得ながら、ミーティング会場情報や自助グループの開催するオープンミーティング等の情報が提供できるようにしたいと考えています。</p> <p>自助グループのミーティング会場の提供については、新センターの開所時間やスペースの問題があるため、ご要望に応えられない面もあると思いますが、相談には応じたいと考えています。</p>
29	3	<p>ご家族が病気に巻き込まれない力をつけていくためにも、ご本人が病気に気づき、回復していくためにも自助グループ（断酒会・AA・アラノン・GA・ギャマノン・NA・EA・ACA・ACODA等）が必要です。</p> <p>依存症や自助グループについての情報を必要とする県民の方々にまだこれらの情報が十分伝わっていません。自助グループへの支援を継続、強化するとともに、財政的支援の強化もしてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、自助グループは回復のために必要です。これらの自助グループの情報を県民に周知するとともに、アクションフォーラム運営や自助グループの支援について、引き続き取り組んで行きたいと思っております。</p>
30	1	<p>他県（北九州、山口県等）の精神保健福祉センターが実施している、家族会や依存症プログラムを充実してほしい。</p>	<p>新センターの組織には、企画部門を新設して、今以上の機能強化を目指していますので、家族会の支援や依存症プログラムの充実にも積極的に取り組んで参りたいと考えています。</p>
31	1	<p>補装具を充実させることで、障害の程度をかなり改善できることは間違いないので、今回の補装具調整室は、十分な経費をかけて本格的なものにしてほしい。</p>	<p>身体障害者更生相談所の補装具調整作業室については、新築した別館1階に十分な広さの専用の作業室を整備したところであります。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
32	1	<p>地域の中で発生している問題をどのように吸い上げ、解決してゆくのかそのシステムが見えない。</p> <p>市町村を支援すると言うが、具体的にどのようにするのか。研修会を開いて、パンフレットを配って終わりみたいにはならないようにしてほしい。</p>	<p>地域の中で発生する問題を吸い上げ、解決することは非常に大切なことであると思います。</p> <p>障害者自立支援法では、市町村が障がい者に対する援護の実施主体と明確に位置付けられ、都道府県は、市町村に対する必要な助言等の援助を行うこととされています。</p> <p>そのため、市町村は自ら又は社会福祉法人等に委託して、相談支援事業を行ったり、自立支援協議会を開催し、障がい者のニーズや問題点を吸い上げ、解決につなげることを行います。</p> <p>県は、今回新設されるセンターで市町村や相談支援事業者に専門的支援を行っていくわけですが、研修をして終わりということではなく、現地に赴くなど市町村と一緒に解決策を探っていきたいと考えています。</p>
33	1	<p>新センターは、高校の卒業資格を取得できる施設とならないか。</p>	<p>高校卒業の資格取得ができる施設というのは、設置の主旨が違うため考えておりません。</p>
34	2	<p>障害者は施設に通うのが目的ではない。賃金は低くても働き自立したいと思っている。企業への啓蒙活動をすすめて、障害の程度に応じた働く場所を増やしてほしい。</p> <p>社会に出て仕事がしたくて努力しているが、なかなか仕事も見つからない。出来るならば、同じ障害をもった者が共に助け合いながら生活し働く施設がほしい。</p>	<p>就労は障がい者の自立に当たっての非常に大きな要素です。21年3月に策定した「大分県障がい福祉計画」では、「3つのチャレンジ」の一つとして「障がい者の雇用促進と福祉的就労の充実」を掲げ、重点的に取り組むこととしています。</p> <p>具体的には、障がい者就業・生活支援センターの拡充や「障がい者雇用応援団企業」などの雇用施策を行っている商工労働部とも連携しながら、働く場を増やすよう努めていきたいと考えています。</p> <p>「共に助け合いながら生活し働く施設」として、グループホーム・ケアホームや就労継続支援事業所などがあります。市町村又は県内に43か所（うち大分市に8か所）ある「障がい者相談支援事業所」にお気軽にご相談ください。</p> <p>また、一般就労につなげることを目的に生活支援も行う「障害者就業・生活支援センター」が県内に4か所ありますので、地元の市町村にご相談ください。</p>
35	1	<p>障害者の収入実態、家庭の所得状況は現場の声を聞けば分かると思うが、「障害者自立支援法」が施行されてから自己負担が増え、多くの施設、障害者が困窮している。</p> <p>現実には自立支援に逆行しているように見える。応益負担（定率負担）を従来の応能負担に、精神障害者の負担も従来の5%に戻してほしい。</p> <p>今回の組織見直しも「障害者自立支援法」に沿った施策のひとつだと思うが、負の部分を見直し、自立のための支援施策をすすめてほしい。</p>	<p>政権が交代し、国は障害者自立支援法の廃止を明言しています。</p> <p>利用者負担についても、応能負担にすると表明していることから、今後の推移を注意深く見守って参りたいと考えています。</p>

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
36	1	玉沢は荏隈に比べて立地条件や交通便が劣るため、改善してほしい。 今後は身体障がい者の利用が増加することになるが、バス会社への増便やホワイトロードの路線およびバス停の増加要請を行うべきではないか。	バスの増便やバス停の増加要請は利用者の状況を見ながら検討したいと考えています。
37	2	同一施設になり、相談者にとって相談しやすく、効率も上がり良いと思うが、道路が狭い感じである。 また、七瀬川沿いに来所する方々のために、正門の正面の土手に緩やかなスロープを取り付けられないか。	道路の拡張及び土手のスロープ整備については、利用状況を見ながら、道路管理者、河川管理者等への要請を検討したいと考えています。
38	1	子供の頃から、他の子と違う面があり、悩みながら年月がすぎ、学校卒業後、様々な所で受入困難という現実と直面し、ハートコムに3年前からお世話になっている子を持つ親であるが、私共と同じ事で困りながらもセンターの利用を思いつかずに困っている方もいるのではと思うので、皆に広く知られ利用しやすい支援センターであってほしい。	一般県民への障がいに対する理解の促進やセンターの機能の周知は、非常に大切であり、今後とも、幅広く積極的に広報を行うこととしています。
39	1	パブリックコメントを求めるのであれば、提示する資料が瑣末に感じる。改変の根拠の一つを「社会福祉センターあり方検討委員会」から受けた「子ども・女性・家庭に関する相談・支援機関の一体的中核化」及び「3障がい相談機関の一元化」という2つの方向性の提言に求め、もう一つの根拠を「大分県中期行財政運営ビジョン」にしているのであれば、その根拠となる議事録なり、具体的な運営ビジョンの提示を行うべきではないか。	今回のパブリックコメントの際に、「社会福祉センターあり方検討委員会」報告書及び「大分県中期行財政運営ビジョン」の資料の提示しなかったことについてお詫びいたします。
40	1	この再編に伴うパブリック・コメントが今の時期で、平成22年4月1日に実施できるのか。パブリック・コメントは形だけで既に決定しているのか。	現在、県においても、22年4月1日のオープンに向けて、名称、組織体制、機能強化について、総合的に検討中です。 パブリックコメントでいただきました県民の皆様のご意見等も十分に踏まえ、2月には最終決定する予定です。

福祉保健部福祉保健企画課総務班
 電話 097-506-2614
 電子メール a12000@pref.oita.lg.jp